

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
5804.21	1. リバーレース	(新規)
	<p>関税率表第5804.21号 - 2 (1) A に規定する「リバーレース」とは、機械製のレースの一種で、たて糸にボビン糸をからませ複雑な模様を作るリバーレース機で作られたものをいい、その柄は纖細で美しく、立体的な模様が施されている。</p> <p>ただし、リバーレースの代替えとしてたて編みのラッセル機（編み機）で作られたものは「リバーレース」には含まれない。これらはリバーレースに近い精工な柄が施されており、薄く平らな仕上がりで、透かし穴のある柄が特徴的である。</p> <p>次に掲げるいずれかの一般的特徴を有するものは、「リバーレース」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 量産化されたレースで、デザイン（レース柄）が単調のもの。 (2) ほつれ線を有するもの。（編み目がほつれないように加工を施したもの。） (3) スカラ一部（端部分）に残糸が確認できるもの。 	